

令和元年度 第1回 鴨川市水道事業運営委員会 会議録

日 時：令和元年5月9日（木）15時00分から

場 所：鴨川市水道局1階会議室

出席者：鈴木 美一、福原 三枝子

梶 恵子、中村 康仁、高梨 俊和、田仲 重郎、和泉 良史

事務局：市長 亀田 郁夫

水道局長 角田 敬夫、次長 小泉 満、業務係長 佐久間 泰弘、

工務係長 鈴木 武志、浄水係長 吉村 洋介

業務係員 須金 幸平、乾 陽介

傍聴者：1名

1 開会

（事務局）

ただ今から、令和元年度第1回鴨川市水道事業運営委員会を開催させていただきます。

最初に、配布資料の確認をさせていただきます。「会議次第」、「委員名簿」、「附属機関設置条例」、「議案1 鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案1説明資料 鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案2 平成30年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について」、「議案2説明資料 平成30年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書」、それから、本日お配りさせていただきました、「令和元年度第1回水道事業運営委員会資料」、以上でございます。資料の配布漏れ等ございませんでしょうか。

次に、本日の会議の取扱いについてご説明させていただきます。本日の会議は、「鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領」等により、会議を公開することといたします。

また、会議録を作成し、公開するため、録音させていただきます。

本日の出席委員は7名でございます。「鴨川市附属機関設置条例」第5条第2項の規定により、過半数を超えておりますので、本委員会は成立いたしますことを報告させていただきます。

2 委嘱状の交付

（選任された委員に委嘱状の交付）

（事務局職員による自己紹介の実施）

3 市長あいさつ

(市長あいさつ)

皆さん、こんにちは。

令和元年度第1回水道事業運営委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろから水道事業の運営にご支援ご協力をいただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

ただいま、委員の皆様にご挨拶をさせていただきましたが、快くお引き受けいただき、厚く御礼を申し上げます。今後とも、温かいご支援とお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

また本日は、委員改選後、最初の委員会ということになりますので、提案議案に先立ちまして、会長、副会長の選任をいただきまして、委員会の構成を図って参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の議題でございますが、来る今月の定例市議会に提出予定の議題を予定しております。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

当水道事業といたしましては、本日お集まりの皆様や、関係者の方々と綿密な連携のもと、各事業に取り組んでまいりますので、今後ともご協力の程、お願い申し上げます。

以上、開会にあたり、私からの挨拶に代えさせていただきます。本日は、よろしくお願い申し上げます。

4 会長選出

(事務局)

鴨川市附属機関設置条例第4条により、委員の互選により選出する。

市長の仮議長で会長の選出を進行する。

(推薦により、鈴木美一委員を会長に選出)

(鈴木会長から会長就任のご挨拶のあと、副会長の選出)

(推薦により、中村康仁委員を副会長に選出)

(中村委員から副会長就任のご挨拶のあと、鈴木会長により議事進行)

5 議事

(鈴木会長)

では、議事に入らせていただきます。

初めに会議録署名委員に、福原委員と梶委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案1「鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

はい。それでは、議案の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、着座にてご説明をさせていただきます。

本日お配りさせていただきました、令和元年度 第1回 水道事業運営委員会資料でございますが、今回ご審議いただく議案につきまして、関係法令等の整理をさせていただき目的で調製いたしましたので、後ほどご覧をいただければと存じます。

それでは縦に見まして、右上に議案1と書かれた資料及び議案1説明資料を併せてお手元にご用意いただきたいと思います。

議案1説明資料をご覧ください。

来る、令和元年 第2回市議会定例会に提出いたします議案といたしまして、鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議決を求める必要のあるものでございまして、あらかじめ運営委員の皆様にご承認をいただきたいと思いますものでございます。

議案1 鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

議案1は、1ページから2ページが、改正条例の本文でございます。

議案1説明資料は、1ページから、提案理由、内容、施行期日、それから新旧対照表、5ページからは附則でございます。

説明は、議案説明資料でさせていただきますので、ご覧いただきたいと思います。

1ページ目、まず、1の提案理由でございますが、平成24年8月22日に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により消費税法が改正され、その一部が令和元年10月1日から施行されること等に伴いまして、課税対象であります、水道に係る料金、手数料及び加入者負担金について改正を行うため、鴨川市水道事業給水条例の一部を改正することについて議決を求めるものでございます。

2の 内容でございますが(1)として、8パーセントの消費税を転嫁している料金、給水装置工事の設計、私設消火栓を消防の演習に使用するときの立会い、水道施設の立会い及び申請者からの申立てによる開栓に係る手数料並びに加入者負担金について、10パーセントの消費税を転嫁するものでございます。

(2)として、料金について消費税の額を含めた額を表示することとするほか、これに伴う条文の整備を行うものでございます。補足してご説明申し上げますと、現行条例では、水道料金に係る表示については税抜き表示となっております。条文によ

り合計額に消費税 8 パーセントを転嫁する旨の表示となっております。前回の消費税改定を行った際、水道委員から、同じ条例中に税込み表示の数字と税抜き表示の数字が混在しており、税込み表示一本という分けをしたほうが良いのでは、とのご意見を頂戴しておりましたことから、今回表示できる数字におきましては、全て税込み表示とさせていただくものでございます。なお、前回の改定時に税抜きと致しました理由でございますが、小数点以下の表示を行う必要が生じたためでございます。

(3) として、施行期日でございますが、令和元年 10 月 1 日とさせていただきます。

それでは、改正の内容につきまして新旧対照表でご説明いたします。

左側に現行の条文、右側に改正案を記載してございます。

まず初めに、第 27 条の「料金」でございますが、本文中、2 ページに掛かりますが「合計額に、100 分の 108 を乗じて得た額とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。」となっておりますが、別表第 2 の水道料金を税込み表示とするため「合計額とする。」へと改めたいものでございます。

2 ページに移りまして、第 31 条の「特別の場合における料金の算定」でございますが、第 1 項第 1 号に、「この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。」を加えたいものでございます。

次に、第 34 条の「手数料」でございますが、第 1 項第 1 号「100 分の 108」を新たな税率となる「100 分の 110」と改め、第 5 号では、「540 円」を「550 円」に改め、第 6 号では「100 分の 108」を「100 分の 110」へ改め、3 ページに移りまして、第 7 号では「4,320 円」を「4,400 円」に改めたいものでございます。

続きまして、別表 第 1 を改める条文でございますが、10 パーセントの消費税を含んだ額とし、改正の表のとおりとするものでございます。

新たな負担金は、表から、口径 13 ミリでは、12 万 8,520 円を 13 万 900 円とするもので、2,380 円の増加となるものでございます。以下、ご覧の表のとおりでございます。

続きまして、別表第 2 を改める条文でございますが、先ほども申しましたとおり、現行におきましては消費税が含まれておりませんが、改正案の水道料金は、10 パーセントの消費税を加えた税込み表示と致したいものでございます。

表から、一般用 口径 13 ミリでは、基本料金（0 立方メートルから 8 立方メートルまで）は、税抜き 1,510 円を、税込み 1,661 円とするもので、表示は 10 パーセントの増加となります。以下ご覧の表のとおりでございます。

次のページに移りまして、共用 口径 13 ミリでは、基本料金については一般用と同額でございますので、省略をさせていただきます。

次に浴場営業用では、口径区別は無く、基本料金が税抜き 1,540 円を、税込み 1,694 円とするものでございます。

次に、臨時用でございますが、基本料金が税抜き 2,000 円を、税込み 2,200 円とす

るものでございます。

次に私設消火栓の基本料金が税抜き 3,500 円を、税込み 3,850 円とするものでございます。

3 ページにお戻りください。超過料金でございます。

一般用では 9 立方メートルから 20 立方メートルまでが、1 立方メートル当たり税抜き 220 円を、税込み 242 円とするものでございます。

それ以降の超過料金についてはご覧のとおりでございます。

次のページをご覧ください。共用の超過料金でございます。1 立方メートル当たり税抜き 220 円を、税込み 242 円とし、次の浴場営業用の超過料金、1 立方メートル当たり税抜き 170 円を、税込み 187 円に、臨時用の超過料金、1 立方メートル当たり税抜き 350 円を、税込み 385 円とし、次の私設消火栓の超過料金、1 立方メートル当たり税抜き 450 円を、税込み 495 円と致したいものでございます。

次のページに掛かりまして、備考でございますが、用語の整理を致したいものでございまして第 1 項中盤「次号及び第 3 号に」を「次項及び第 3 項に」に改め、第 3 項「工事又は住所を有しなく、一時的な住居その他により一時的に使用するものをいう。」を「工事その他の理由により一時的に使用するものをいう。」に改めたいものでございます。

次に、5 ページ、附則でございます。

初めに、第 1 項、施行期日につきましては、水道ご利用者の皆様への周知、ご理解をいただく期間を取りまして、令和元年 10 月 1 日から施行いたしたいとするものでございます。

また、経過措置でございますが、第 2 項、水道料金につきましては、施行日前から継続してご利用いただいている場合で、施行日から令和元年 10 月 31 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る当該料金の額の算定については、なお従前の例によるものとし、10 月分の水道料金の消費税率は、8 パーセントとするものでございます。11 月からは、10 パーセントとなるものでございます。

続いて、第 3 項及び第 4 項、手数料と加入者負担金でございますが、改正後の規定は、施行日以後の設計、立会い、開栓及び加入者負担金の納付について適用するものでございます。

以上で、議案第 1 の説明を終わらせていただきます。

(鈴木会長)

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

(「ありません」の声あり)

(鈴木会長)

はい。ないようでございますので、ただ今の件について承認ということによろしいでしょうか

(「異議なし」の声あり)

(鈴木会長)

ご異議なしと認め、原案のとおり答申することに、決定いたしました。

続きまして、議案2「平成30年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

はい。議案の説明をさせていただきます。議案2 説明資料をご覧ください。

議案1と同様に、令和元年第2回市議会定例会に提出いたします報告といたしまして、平成30年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

予算に係る繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法第26条第3項の規定により、報告をするものでございまして、あらかじめ運営委員の皆様にご報告をいたすものでございます。

お手元の、「議案2 説明資料 平成30年度 鴨川市水道事業会計予算繰越計算書」をご覧ください。

内容でございますが、資本的支出の建設改良事業費の項目で、「市道和田改田線配水管布設替工事」でございます。

こちらは、布設替工事費について、市道改良工事に併せまして施工することにより、費用の削減ができますことから実施いたしましたものでございまして、平成30年2月議会にて平成30年度水道事業会計予算のご可決を頂き、工事の執行を致したものでございます。

繰越理由でございますが、現在、市道改良工事が遅れており、水道管の埋設工事ができませんことから、1,609万2千円の予算額を繰り越しいたすものでございます。

財源内訳でございますが、損益勘定留保資金等1,609万2千円でございます。

以上で、議案第2の説明を終わらせていただきます。

(鈴木会長)

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑、ございますでしょうか。

(鈴木会長)

この市道和田改田線というのは、具体的な場所をいっていただけると。

(事務局)

はい。場所でございますけれども、花房地区でございまして、千葉鴨川線ネットヨタの反対側で、八色に抜ける道の改良工事でございます。

(鈴木会長)

そこの工事が遅れているからということですか。

（事務局）

はい、そのとおりでございます。

（梶委員）

説明のなかに、材料の納入がかなり遅れているため、とありますが、どのくらい遅れているのですか。

（事務局）

はい、都市建設課との打ち合わせの中では、水道工事が竣工できる予定としましては、6月末を予定しておりますので、それまでには何とかということ。

（梶委員）

10月にかかる消費税のこともありますから、金額が変わるのかなと思いました。

（福原委員）

関連なのですが、この材料納入の大幅な遅延の原因は为什么呢。

（事務局）

都市建設課に確認しましたところ、道路に使用しますL型擁壁というものの材料が、一般的なものではないらしく、その関係で、製作に時間を要するというで聞いております。

（福原委員）

最初ではできるはずが、色々な都合ということですね。

（鈴木会長）

都市建設課側での工事が遅れているというのが原因であれば、水道局側の責任というか非ではなさそうですね。

それでは、その他ご質問が無いようですので、ただいまの件について承認ということで、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

（鈴木会長）

ご異議なしと認め、原案のとおり報告することに、決定いたしました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、議長の職を解かせていただきます。議事進行につきまして、ご協力いただき、ありがとうございました。

6 その他

（事務局）

会長ありがとうございました。

それでは、次第の「6 その他」といたしまして、何かございますでしょうか。

（鈴木委員）

広域化について、新しい委員さんもありますので、説明をお願いします。

(事務局)

それでは、広域化の進展について、お話をさせていただきたいと思います。

現在、千葉県が主導で、千葉県水道局と、南房総広域水道企業団、九十九里地域水道企業団との用水供給の統合の話が上がっております。それに付随しまして、南房総広域水道企業団から鴨川市水道局は受水しているところですが、末端給水事業、これは、安房地域と夷隅地域ですが、この2つの地域の末端給水事業の統合も一緒に動いている状況です。

現段階では、その研究をしている段階ですが、本来、平成30年度に統合に関する覚書を交わす予定でしたが、千葉県の用水供給事業統合の関係で、各市町の負担が大きいということを理由に、いま現在進んでいない状況となっております。

新たに、千葉県のほうから、負担に関する積算のし直しということで、近く話があるかと思いますので、その状況をみて話が進んでいければという状況です。

その検討につきましては、5月に研究会という形で会議が開催されますので、その時にだいたいの各市町の負担額が分かるのではないかと考えております。

また、8月に運営委員会を予定しておりますので、その時に、また詳しくお話しできればと考えております。

(鈴木委員)

ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、「令和元年度第1回鴨川市水道事業運営委員会」を終了させていただきます。

長時間にわたり、誠にありがとうございました。

会議終了後、お疲れのところ大変恐縮ではございますが、次回の会議は8月初め頃を予定させていただいております。近づきましたら、改めてご案内をさせていただきますと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

令和元年5月29日

会議録署名人 福原 三枝子

会議録署名人 梶 恵子